

議案第49号

事業契約の締結について

次のとおり、事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事業名 つくばみらい市子育て応援住宅事業
- 2 事業場所 つくばみらい市板橋字新山3023番9、同番10、同番23
- 3 事業内容 既存建築物等（旧わかさ幼稚園施設）の解体、つくばみらい市子育て応援住宅の整備、維持管理及び運営を一体的に実施する。
- 4 契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 契約金額 金2,169,773,461円
- 6 契約相手方 つくばみらい市下長沼118番地1
株式会社つくばみらいタウン
代表取締役 小林 圭一
- 7 契約期間 議会の議決の日から令和37年3月31日

令和5年9月1日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

つくばみらい市子育て応援住宅事業の事業契約を締結したく、議会の議決を求めるものです。

(仮) 事業契約書

- 1 事業名 つくばみらい市子育て応援住宅事業
- 2 事業場所 つくばみらい市板橋字新山3023番9、同番10、同番23
- 3 契約期間 自 議会の議決の日 ～ 至 令和37年3月31日
- 4 契約代金額 金 2,169,773,461円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 181,336,079円)
(地方自治法第214条に基づく債務負担行為契約)
- 5 履行保証保険契約 金 216,977,347円
- 6 上記の事業について、つくばみらい市(以下「市」という。)と株式会社つくばみらいタウン(以下「選定事業者」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年3月13日総理府告示第11号。)に基づき、市及び選定事業者が相互に協力し、選定事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
また、この契約の締結及びその履行に際し、市は、この事業が民間事業者たる選定事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、選定事業者は、この事業が定住促進住宅としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 7 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月21日

市

住所 茨城県つくばみらい市福田195番地

氏名 つくばみらい市長 小田川 浩



選定事業者

住所 茨城県つくばみらい市下長沼118番地1

社名 株式会社つくばみらいタウン
代表取締役 小林 圭一



本書は仮契約であって、PFI法第12条の規定に基づき、つくばみらい市議会の議決を得た日に本契約として成立する。つくばみらい市議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより選定事業者に生ずる如何なる損害についても、市は、その責めを負わない。

また、本契約は、市が選定事業者を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定した場合には、市が指定管理者と締結すべき基本協定書を兼ねるものとする。